

次に、議席10番、齊藤政一君。

〔10番 齊藤政一君登壇〕

○10番（齊藤政一君） 改めまして、こんにちは。田山新議長のもとに、久々に一般質問として、議席10番、齊藤政一ですが、通告しておきました境町日本たばこ産業跡地有効利用プロポーザルについて質問していきたいと思います。

当該質問につきましては、日本たばこ産業跡地利用検討委員会及び境町日本たばこ産業跡地有効利用事業プロポーザル審査委員会の経過を検証しながら、質問要旨に従って質問していきますので、ご理解いただきたいと思います。

また、議員同志の皆さんには、6回にわたる検討委員会、その報告のための全員協議会において貴重なご意見、ご協力をいただいたことによって、町当局に答申書を提出することができ、今日に至っていることを当時の検討委員長として衷心より感謝申し上げる次第であります。大変ありがとうございました。

日本たばこ産業跡地利用検討委員会が提出した答申書を検証しますと、日本たばこ産業跡地については、合併を見込んだ上で、土地の有効利用を目的に複合公共施設建設用地として購入された経緯もあるが、三位一体の改革により地方交付税の削減も進められる中、町財政状況は今後ますます厳しくなることが予想されます。検討委員会としては、茨城県との協議、日本たばこ産業との協議が円満に解決した場合を前提に、町の将来像として、町の総合計画を初め各種プランと連動させた上で、地域の活性化や雇用の促進及び税収の確保を念頭に、日本たばこ産業跡地の有効利用について検討を重ねてきましたが、今後の町財政を勘案した場合、町単独での開発は困難であると思慮し、売却による民間誘致を町主導による協働提案型で実施することが最もよいと判断したわけであります。

なお、売却に当たっては、町の活性化、雇用の促進、税収の確保等を念頭に、地域事業者との競合が避けられる開発業者が望ましいと考えられます。さらに、検討委員会において別紙10件の意見も出されていることから、住民の代表であり、町政の審議機関でもある町議会の十分な理解が得られるよう、協議されることを申し添えますという答申書であったと確認させていただきます。

その後、11月9日、プロポーザル募集要項について、本年1月10日、応募状況について、1月16日、今後の進め方等について境町議会全員協議会へそれぞれ報告がなされたと記憶しております。そして、答申書で求められた議決案件であることから、町議会の十分な理解を得るためということで、平成19年1月22日、第1回境町日本たばこ産業跡地有効利用プロポーザル審査委員会が設置され、野村町長が会長となり、3回の審査委員会開催の中で、ウエルシア関東（株）と茨城トヨタ自動車（株）の共同形態の提案が審査委員会で採用決定され、3月議会初日、ウエルシア関東（株）と茨城トヨタ自動車（株）との覚書が確認された上で、境町とウエルシア関東（株）との土地売買契約案件が議決され、採用された事業者が提案書に基づいて、平成20年4月開業に向けて準備行為に着手するものと期待していたわけであります。

ところが、去る5月2日、議会議員全員を含めた当時の審査会のメンバーが招集され、ウエルシア関東（株）の一方的に近い説明を聞いたとき、町当局が審査会での採用決定以降、大変苦勞されていることが直観的に感じられました。そういった中での確認を含めて、質問要旨に従って質問を続けさせていただきたいと思います。

一つの契約後の進捗状況については、先ほど倉持功議員から質問があり、答弁もいただいておりますので、省略させていただきたいと思います。

二つ目として、平成16年、境町中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱に基づき、当時の秋元建設委員長、兵藤経済委員長さんを中心として策定委員会が設置され、恐らく200万円だったと思いますが、予算を投下してこうした境町中心市街地活性化基本計画の冊子が完成し、その成果を期待して2年を経過しました。その2年間の間に、跡地検討委員会、審査会が開催されていたわけですが、境町中心市街地活性化基本計画で、J T跡地については、地域のにぎわい、交流の拠点をつくる整備イメージとの整合について、冊子を含めて今後どのように考えておられますのか、まずお尋ねいたします。

三つ目として、プロポーザルの基本方針、町と事業者とが協力、共同することによって云々の両者の位置づけにはどのようなものがあるのかについてお尋ねいたします。跡地検討委員会からの答申書では、売却による民間誘致を町主導による協働提案型での実施を求め、プロポーザルの基本方針は町と事業者とが協力、共同することとあり、事業者のウエルシア関東（株）と茨城トヨタ自動車とは共同形態とあります。そこで、町と事業者との共同と事業者同士の共同体の定義はどのように位置づけられているのかお尋ねいたします。

四つ目として、1月30日実施のウエルシア関東（株）、茨城トヨタ自動車（株）共同提案のヒアリング内容についてお伺いします。私は、2月2日、第2回審査会において、4社のヒアリングの際、評価基準の対象としてどのように数値目標を確認したのかと質問したことを記憶しております。残念ながら、確認の是非を求めることはできませんでした。そのために、私は2月9日審査会で、採用業者を決定する際、審査の内容に温度差があるので、決定されたものは尊重するが、私自身の選択は控えさせていただきました。今でも、採用されたウエルシア関東（株）と茨城トヨタ自動車（株）とが境町地域振興への貢献として提案した内容どおり、審査会の決定に基づいて実施していただければ異論はないのですが、昨今の両者の停滞した動きは、我々審査会の中でヒアリング内容についてのチェックが甘くはなかったのか、改めて反省と検証をするものであります。

そういった中で、（１）、経営能力の評価、（２）、事業展開の見通しについて提案どおり進められているのかどうか。（３）、事業の早期実現性について計画どおり進められているのかどうか。（４）、税収の確保と雇用機会の創出について、（５）、地域事業者との競合性について、（６）、ウエルシア関東（株）と茨城トヨタ自動車（株）との共同形態が審査会で採用決定されましたが、ウエルシア関東（株）が契約当事者になった経緯について、その辺についてお答えを求めるものであります。

大きな5として、5月2日の説明会では、茨城トヨタ自動車（株）や、固有名詞はまずいとなれば、4社の中の一番最初に応募しました会社の問題等、懸念される場面がうかがわれましたが、プロポーザル提案書とウエルシア関東（株）契約書第7条との関係について、町当局の見解を改めて伺いたいと思います。

大きな6として、当該地に残存する町所有地に子育て支援センター建物寄贈が約束されておりますが、今後の進め方について質問を通告しておきました。この件についても、先ほど倉持功議員の質問で答弁を求め、答弁が得られておりますが、私としては、JT跡地の本体計画の進捗に町当局が大変苦慮されて、子育て支援センターについてはウエルシア及び議会等と協議していくべきことと町当局の考え方は伺っておりました。そういった中で、今、子育て支援センターでないものだとか、いろいろ町長から答弁いただきましたけれども、いわゆる採用する条件としてそうした施設を寄贈してもらうという位置づけがよろしいのか、あるいは町主導の協働提案型として、ウエルシアを採用した中での今後の話し合いの中で求めていくことがいいのか。その辺が、実際の審査会ではこれで決定していたわけですが、そういった中で、寄贈されたといういろんな契約上のことを考えたときに、その辺を契約上の中で進めていくべき、あるいは契約の前の審査段階で約束したこと、そういったものをもう少し明確にしておいてもらった方が今後問題が起きないのではないかという、もちろんウエルシアさんの善意は十分配慮した上で、その辺のどちらに判断されるのかお聞きしたいと思います。

最後は、これはなるべく早い時期がよろしいかとは思いますが、いずれしても方向性が決まった時点で、当該地に接する住民への事業内容、計画等、説明会は予定されているのかどうかということの答えを求めまして、私の第1回の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（田山文雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 齊藤議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

5の1の契約後の進捗状況は、先ほど倉持議員さんの質問にお答えしたとおりでございます。その他細かい件につきましては、副町長よりお答えをさせたいと思います。

それと、基本的な問題でありますけれども、ウエルシア関東、トヨタ自動車、これは共同提案ということになっております。町では当初は分割して売却をしたいと、このように考えていました。ところが、トヨタ自動車の方で、その時点でまだ十分ないわゆる計画が、資金面も含めてだと思っておりますけれども、ちょっと今の段階ではできないということで、町としてはどうしても3月中に契約をしたかったものですから、ではトヨタさんとウエルシアさん、ちゃんとした合意書をつくってきていただいたものですから、こういうことで間違いなくやりますよという合意書が出たものですから、一括してウエルシアさんに売却して、それをトヨタさんがまた分割して購入すると、こういうふうな考え方でいたわけであります。

したがいまして、その分割の問題が、面積は大体できているのでしょうけれども、その区割り、例えば前へ横にとった場合、それらの、図面では横になっています。しかし、あの通りにありますと、トヨタさん、実質的に全然商売にならないそうです。舗装を長く、左側だけですと、そういうものも含めて若干その区割りがどういうふうになるか、それと道路負担等の問題、道路をつくる場合ですけども、あれでは通路になっていましたけれども、通路では法律上許可にならないそうです。道路で認定しなければならない、その道路部分をだれが持つのか。町で持ってくれるのですか、あるいはトヨタさんが持つのか、ウエルシアさんが持つのか。真ん中を分割する道路ですから、これは買った方の立場としたら、道路を真ん中で分割されたら全く価値がなくなってしまいますし、利用頻度も落ちてしまいます。そういう問題等がありまして、若干調整が遅れているというのが現状であります。

その結果として出たのが5月2日の図面でありました。こういうことでやりたいという、これはもう町ではもちろん、一応、では審査会の皆さんに話してみてくださいよと申し上げましたけれども、承諾したわけでもありませんし、理解をしていたわけでもありません。ただ、事業者としてはやはり営業でありますから、少なくともあそこへ10億あるいは15億、あるいは20億のお金を投資するわけですから、これは簡単に何でもいいですよと、町の言うとおりにやりますよというわけにはいかない部分もあるであろうということも若干私は理解しなければいけないとは思っております。

したがいまして、今、先ほど申し上げましたとおり、町とトヨタ自動車とウエルシアさんとが3者で話し合いをしております。その結果、いい結果が出るよう全力で努力したい。最初は、先ほど申し上げましたとおり、民民のことですから、土地の分割については口は出したくはなかったのですけれども、ただ、開発については、やはりこれは町としてはプロポーザルに基づくものとして、あるいは町が話し合いをするということになっておりますから、そのために町でも500坪の土地が残っております。これがないともう、売却するとなかなか権限というのはなくなってしまいます。法的にきちっとしたものがあっても、これはなかなか難しい面もあります。したがいまして、この500坪を含めた中での共同開発という考え方で一緒にやってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それと、6番の町有地に子育て支援センターの建物寄贈が約束されたが、今後の進め方ということでもありますけれども、これらも今後区割りの中でやはりきちっと、町の土地は一応分割で左の後ろに残っていますけれども、若干の変更があったとしても、やはり商業施設、町の施設が有効に使えるような、そういう方向の中で話し合いを進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じますと同時に、ぜひとも議員さん方にもご支援をいただきたく思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（田山文雄君） 次に、副町長。

〔副町長 古谷 功君登壇〕

○副町長（古谷 功君） それでは、齊藤政一議員さんのご質問につきましてお答えを申し上げたい

と思います。

最初の進捗状況につきましては、先ほど申しましたように回答いただいているということで省略させていただきます。

2番目でございますけれども、境町中心市街地活性化基本計画で、地域のにぎわい、交流の拠点をつくる整備イメージとの整合性についてでございますけれども、これらにつきましては、JT跡地の取得の段階から合併を前提といたしまして取得させていただいたような状況でございます。合併を前提といたしました基本計画でもありますし、複合施設というような形で、合併の特例債を利用した中での複合施設というようなことで検討してきたところでございますけれども、皆様方ご承知のように、住民投票の結果、合併ができなくなったというようなことで町単独での運営というようなことになったわけでございます。そういう中におきまして、検討委員会の方に諮問いたしまして、これらの跡地利用の検討をお願いしてきたところでございます。その中で、民間活力を利用した事業の展開というようなことになったわけでございます。これらの中におきまして、審査会の結果を経ましてウエルシア関東になったわけでございます。

ウエルシアにつきましては、調剤併設型のドラッグストアと地域密着型の医療機関を誘致する医療モール、また地元の産直を優先するレストランというようなものが提案になっておるわけでございます。また、町有地には少子化に対応した子育て支援センターを提案されております。したがって、基本計画と整備内容が大きく変わってきております。基本計画の中では公共施設というふうなことでございましたけれども、今回は民間の施設というようなことで、イメージ的には大きく変わってきておると思いますけれども、整備計画の中の十分な地域のにぎわいというようなことにつきましては、民間の事業者であってもこれらの目標は達成できるのだなというように考えておるところでございます。今後におきまして、これらのプロポーザルに提案された内容の実現に向けて努力をしていきたいというように考えておるところでございます。

次の点でございますけれども、プロポーザルの基本方針、町と事業者とが協力、共同することによる両者の位置づけについてはどうなのかというようなことでございますけれども、今回のプロポーザルの実施に当たっては、プロポーザル事業提案によって事業がスムーズに展開できるというようなことで、双方がそれぞれ協議する中で検討を進めていかなければならないというように考えております。特にテナント等の問題もあると思いますけれども、この誘致の問題、さらには子育て支援センター等の整備の内容、これらにつきましても、お互いの意見、さらには理解のもとに提案の内容に沿った中で進めていきたいというように考えておるところでございます。

次に、1月30日に実施しましたウエルシア関東と茨城トヨタ自動車との共同提案に対するヒアリングの内容についてでございますけれども、まず経営能力、事業展開及び事業の早期実現性の評価に関しましては、両者とも事業あるいは経営実績からいっても問題ないと判断したところでございます。特にウエルシアにつきましては、資本金が7億7,000万、店舗数で146店というような大きな会社で

ざいます。さらに、トヨタにつきましても、資本金につきましては5,000万というようなことでございますけれども、県内の店舗数で8カ所というようなことでございますので、これらの実績を考慮いたしますれば問題ないというような判断をしたところでございます。

ただ、早期実現というようなことでございますけれども、当初の計画の中では来年早い時期にオープンするというような計画になっておりましたけれども、先ほどから話は何回も出ておりますように、区画割りがまだ進んでいないというような状況で、具体的な施設の配置、テナントの問題等に進んでいないというような状況でございますので、これらにつきましては当初の計画からいたしますと遅れるということが見込まれます。

次に、税収の確保と雇用機会の創出についてでございますけれども、土地、建物等の固定資産税、これらにつきましては、建物に問題なく、土地につきましては税収、これは約400万ほど見込まれるだろうというようなことで想定をしておるところでございます。さらに、全体で150名程度の新規採用というように見込まれておりますので、これらに対する住民税等も税収が見込めるというような状況でございます。

さらに、次の質問でございますけれども、地域事業者との競合性でありますけれども、トヨタ自動車につきましては、長井戸にある既存の施設を移設したいというようなことでございます。また、ウエルシア関東につきましては、調剤併設型のドラッグストアと地域密着型の医療機関を誘致する医療モール、また地元の産直を優先するというようなことでございますので、他の提案されました3社と比較いたしますと、最も地元の業者との競合性が少ないものと考えてきたところでございます。

また、ウエルシア関東が契約当事者となった経緯につきましては、ウエルシア関東、茨城トヨタとも区画割りの最終的な調整が整わないことから、当面の措置といたしまして、ウエルシア関東単独での契約したところでございます。これらにつきましては、議会の議決をいただく段階におきましても合意書を添付させていただきました。合意書どおりに両者が進めていただければすべて問題ないわけですが、なかなかこの区画割りの面、共有物件の負担の問題と、いろいろまだ未解決の問題がございます。なかなか区画割りが決定されていないというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。さきに町長からも話しましたように、6月13日に再度トヨタとウエルシアが話し合う予定になっておりますので、その時点で前進が見られればなというように思っているところでございます。

次に、プロポーザル提案書とウエルシア契約第7条との関係でございますけれども、第7条につきましては、第1点といたしまして、日本たばこ産業跡地有効利用プロポーザル事業者応募要項に基づき提案した事業提案書に記した用途に供することということでございます。2点目といたしまして、土地の引き渡しから2年以内に工事に着手しなさいというようなことでございます。第3点といたしましては、所有権の移転の日から10年間、引き続き提案書に記した用途に供するというようなことになってございます。いずれにいたしましても、売却された土地の用途指定について規定されております。

す。今後、これらの用途指定に沿って事業が実施されるよう協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、最後でございますけれども、当該地に残存する町有地でございますけれども、先ほど町長の方から話しましたように、子育て支援センターの問題につきましては、議会の中で、皆様との協議の中で進めていきたいというように考えておるところでございます。

さらに、近隣住民への説明ということでございます。これらにつきましても、具体的な整備内容が確定された段階で、事業者が主体になりまして地域住民に説明をすべきと思っておりますので、これらにつきましても、ウエルシア、トヨタの方へ説明すべきということで指導していきたいというように考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

〔「住民説明会は」と言う者あり〕

○副町長（古谷 功君） 住民への説明ですね。今答弁しましたように、計画が確定された段階で地域の皆様方に説明すべきということで私も考えておりますので、その旨、トヨタ、ウエルシアの方に要望として提出したいと。

○議長（田山文雄君） ただいまの答弁に対し再質問ありますか。

齊藤政一君。

○10番（齊藤政一君） 大変ご苦労されていることとあわせて、今まで何回か全員協議会を含めて説明がありましたので、そうした中で理解できるところは多分にあります。

ただ、三、四点、ちょっと確認させていただきたいと思うのですが、私の方で、町と事業者との協力、いわゆる町主導による協力、共同と、それからウエルシア、トヨタ間の共同形態ということで、これらの位置づけという定義がはっきりしていないがために、その3者というか、事業者と町とが遠慮しているところもあるのかなと。町長からは民民の問題であるというお答えをちょうだいしましたけれども、やはりこれは審査会の決定の原点に戻って、やはり一つのルールに乗せていくというか、そういうためには、もっと町もそこに入っていけるような、町長とか町の英断というものがないと、片方が民民ということであるだけに、いわゆる取引行為に入るとかそういうのではなくて、共同提案型の採択された事業者に対して町がどうやって入っていくのかという、そういった意気込みをできれば町長から再確認させていただきたいというのが一つであります。

それから、5のプロポーザル提案書とウエルシア関東契約の7条の関係についてであります。これらの中の提案書の中には、既存の商店街が大分心配しておりますが、医療モール、そしてドラッグストア、産直レストラン、いわゆるトヨタのカーショップと、これはわかっているのですけれども、今、向こうの看板に、ショッピングセンターのいわゆるテナント募集のような看板があることから、これらを提案書と、いわゆる向こう10年間、それを変更しないという、その辺の位置づけというものを、いわゆる町主導の共同提案の中でどういうふうに指導というよりは話し合いがなされていくのか

ということが2点目であります。

そして3点目は、子育て支援センターそのものの建物を寄贈するということで私たち議員も賛同したわけですが、それが約束であると契約行為になるわけですが、私はどうしてもその契約行為を表へ出すことが果たしていいのかどうかというものを危惧するものがありまして、逆に先ほども、この7条の契約書の中での話し合いの中できちっと位置づけていくというのが正しいのかなという、間違っていないのかなという、そういういわゆるウエルシアさんに甘えさせてもらったような感じでの、建物は寄附することですけれども、いわゆる4社の中の残り2社の選択要件として寄附というものがずっと残っていったいいいものかどうかという、その辺の心配がされるのですが、それは町当局が心配ないということであればそれでよろしいかと思えますけれども、その辺の確認をさせていただきたいと思えます。

また、最後に、境町中心市街地活性化基本計画の中で、今度、地域のにぎわい、交流の拠点ということで、いわゆる公共施設が民間施設に変わったということで、いずれ、やはり当初の計画どおり、ここが整備目標に向かってにぎわいを見せてくれれば一番いいわけでありまして、私はそれは間違いなくこの計画が実施されればなると思うのですけれども、やはり基本計画というものを、これはまちづくり三法という中での都市計画法と立地法とこの基本計画というのが一体となつてあるのであれば、これは産業部長からの答弁でいいのですけれども、やはりこうして決まった後でのこの扱いというものを、やっぱり関係者だとかそういったものにある程度こうなりましたと報告なり、そういったものをするによって、これらに加わった役場の職員あるいは商工会のメンバー、そういったものが、やっぱり町当局のいろんな経過に基づいてこれは変わってきましたよという、そういったことも必要なかなと、そういったことを担当部局としてどう考えているかと、それを質問させていただきたいと思えます。

私は再々質問しない予定でありますので、一応私の今の第2回の質問を明快な形で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田山文雄君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 共同提案ということでもありますけれども、確かに町で土地を持っているところは圧倒的に町の主導権が強くなります。これは議員さんご承知のとおりです。相手に所有権がいきますと、同じ共同提案でも町の立場の方が若干弱くなります。そういう中での話し合いなわけですが、町は遠慮しているわけでも何でもないのです。提案どおりやってくださいよと、これだけ守ってくださいよということを今申し上げているだけなのです。

ただ、図面に落としたもの、先ほどの副町長の話の中で抜けていましたけれども、テナント棟というのはちゃんとあるのです。ドラッグ、医療モールテナント棟ということで。ですから、そのショッ

ピングセンター、いわゆるテナント棟へ入る業種、これがたまたま、ウエルシアの解釈ではカスミでもいいのではないかという形で、この間出てきたのが、図面はかなり違っていましたが、そういう解釈だということなのです。産直も、カスミが茨城県では一番産直では有名なのですよと。確かにカスミストアへ行くと、地場産業の品というのは全部並んでいます。そういう意味では強力な産直品ということで、カスミを入れてもどうでしょうかということで持ってきたのですけれども、それはちょっと困りますよと、これは明らかにプロポーザル違反ですよと、そういう形で白紙に撤回をさせていただきました。そういうこともございまして、ただ、私はトヨタさんにもウエルシアさんにもお願いしていることは、町へ進出していただく以上、必ず繁栄していただきたいと、町の活性化につながるためにも繁昌していただきたいと、こういうお願いをする中で話し合いをさせていただきました。

したがいまして、この共同提案でありますけれども、その共同提案は、先ほど申し上げましたとおり、町の500坪も大きなポイントを占めるという中で一緒に企画をしていきたいと。町は介入は、正直言って、テナントについては今言ったとおり、カスミ一つでもだめだよということで断っていますので、実質的に介入しております。では、どういうものかということになってきますと、これらは今後まだ入る業種が、どういうものが入るかというのは協議されていません。ウエルシアさんは、カスミでなければ生鮮食料品を扱ってもいいのではないかと、こういう意見も若干聞きました。ですけれども、それらにつきましては、とりあえずスーパーマーケットということでは困りますよという話をさせていただいておりますけれども、ただ、あれもだめだ、これもだめだとやってしまいますと、これは商業ですから、ビジネスでやるわけですから、少なくともウエルシアさん、10億から15億投資するでしょうけれども、成り立たないということになりますとこれはどういうことになってくるのか、いろんな問題が起きてきますので、その辺はお互いにやっぱり繁昌するような店づくりをしていただきたいというのが町としても基本的な考え方でありますので、これらについては今後とも話し合いをしていきたいと、こう考えておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。1と2につきまして、今一括してお答えをさせていただきました。

子育て支援センターにつきましてですけれども、これはウエルシアさんが、あそこへ進出させていただければ私の方で寄附して建ててさしあげますよと、町の方に建ててあげますと、最初はこういう話だったのです。ですから、契約条項へ入っていません。でも、約束としてはちゃんとしておりますので、これは守ると本人も言っていますし、相手方もこれは守らせていただきますと、必ず約束したことです。ですから、どういうものかいいですか、町でも検討してくださいということになっておりますので、これらにつきましては今言ったとおり、計画がスムーズに進んだ時点でできるものというふうに信頼をしております。

それと、合併協議会の中で進めてきた市街化活性化計画でありますけれども、あれは合併を、部長、前提としてつくったやつですよ。合併を前提としてつくった土地利用計画でありますから、合併がなくなった時点で全く白紙になってしまったということは、これはご理解をいただきたいと思います。

あれは合併の中でつくったものではないの。

〔何事か言う者あり〕

○町長（野村康雄君） では、産業部長から答えさせます。済みません。

○議長（田山文雄君） 次に、産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） それでは、齊藤議員さんのご質問にお答え申し上げます。

境町中心市街地活性化基本計画、これは16年かとは思うのですけれども、国の補助金をいただきまして、総額大体400万ぐらいの事業で行ったかと思います。これにつきましては、合併を踏まえた中で、中心市街地の商店街の活性化基本計画というのが坂東市、今の現在の岩井市ではございまして、猿島町、境町はなかったところでございます。やはり一つの坂東市になる場合、やはり境町の商店街が取り残されるという条件もありましたので、指定を受けないとこの活性化事業という補助金事業は受けられないことになっておりますので、境町も急遽作成して補助金をいただいたわけなのですが、これにつきましても、やはり議員さん、それから商工会、それと町職員、こういう方々の中で協力をいただきまして、策定委員会を作成し、コンサルに頼んで策定したわけでございます。そういう中で、皆様方ご存じのように、キンカ堂から今のJ T跡地まで、これと旧道、新道を踏まえた中で今後事業を、商店街の活性化を図ろうということで持ってきたわけでございます。

齊藤議員さんがおっしゃるように、これを策定したのだから、その中でその関係者については報告をするべきではないかということではございますが、今まで商店街の基本計画も策定した状況はございますが、やはり町でのPRに、広報につきましてはやれるかと思うのですけれども、一人一人の議員さん、それから委員さんの方々には、やはり町の姿勢、広報等をごらんいただいて、その中で了承いただければと私の方としては考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田山文雄君） これで齊藤政一君の一般質問を終わります。